

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：大洗水産物販売協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 坂本 裕保
- (3) 所在地：茨城県東茨城郡大洗町磯浜町683番地

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第37条第1項第1号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

入国後講習の期間中に業務に従事させたと認められたこと、及び虚偽の内容を記載した入国後講習実施記録を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号(技能実習法第25条第1項第2号(技能実習法第39条第3項))に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：とくしまめぐみ協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 木村 吉希
- (3) 所在地：徳島県阿波市市場町市場字町筋70番地1-3F

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、技能実習計画における技能実習内容について、技能実習法第8条第4項に規定する指導を行っていなかったこと、及び事実と異なる内容を記載をした監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項））及び第4号（技能実習法第39条第1項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：BFA協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 菅原 哲也
- (3) 所在地：岐阜県瑞穂市生津外宮東町2丁目8番地

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び虚偽の内容を記載した監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項））及び第4号（技能実習法第39条第1項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：熊春協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 佐藤 通洋
- (3) 所在地：熊本県阿蘇市一の宮町宮地6315番地13

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

入国後講習の期間中に業務に従事させたと認められたこと、及び虚偽の内容を記載した入国後講習実施記録を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社アイデックス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井出 保
- (3) 所在地：大阪府高槻市津之江町2丁目22番9号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

- 令和5年2月28日認定「認2208030397」「認2208030398」
令和6年1月25日認定「認2308037993」「認2308037994」
同年4月8日認定「認2308043588」「認2308043589」
令和7年2月13日認定「認2408035609」「認2408035610」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社安部建業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 安部 光
- (3) 所在地：福島県二本松市木幡字川面51番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13件）

令和5年5月11日認定「認2302000430」「認2302000431」

同年12月22日認定「認2302010015」

令和6年4月22日認定「認2402000304」「認2402000305」「認2402000306」

「認2402000307」「認2402000817」「認2402000818」

令和7年4月22日認定「認2402014283」「認2402014284」

同年5月28日認定「認2502001579」「認2502001580」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社阿波キヤトル
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 村部 昌之
 - (3) 所在地：徳島県板野郡上板町高瀬1007番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）
 - 令和4年1月27日認定「認2110002562」
 - 令和5年3月16日認定「認2210004740」
 - 令和6年1月12日認定「認2310003234」
 - 同月16日認定「認2310003888」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていないと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号に定める認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社オーイケ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大池 健一
- (3) 所在地：長野県東筑摩郡山形村54番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）

令和6年9月19日認定「認2405001008」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：岡田産業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 岡田 富洋
 - (3) 所在地：埼玉県八潮市大字八條2429番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

令和4年9月6日認定「認2204018317」「認2204018318」「認2204018319」
令和6年1月16日認定「認2304047172」「認2304047173」「認2304047174」
令和7年7月14日認定「認2504022605」「認2504022606」「認2504022607」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：カンエツトレード株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川崎 浩司
 - (3) 所在地：埼玉県入間郡三芳町大字上富2041

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

令和2年3月27日認定「認1904094412」「認1904094413」
令和4年7月4日認定「認2204009633」「認2204009634」「認2204009635」
「認2204009636」「認2204009637」「認2204009638」
「認2204009639」
同年10月5日認定「認2204022515」「認2204022516」「認2204022517」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：ギノウス株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川崎 浩司
 - (3) 所在地：埼玉県入間郡三芳町大字上富2041

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）
令和5年6月5日認定「認2304004822」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社晃技開発
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森川 晃介
- (3) 所在地：大阪府東大阪市若江東町3丁目1番1号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

令和5年7月11日認定「認2308010047」「認2308010048」

令和6年6月3日認定「認2408003485」

同年7月10日認定「認2408005285」「認2408005286」

令和7年4月17日認定「認2408040028」「認2408040029」

同年7月18日認定「認2508010515」「認2508010516」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社松栄商会
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松本 康孝
- (3) 所在地：大阪府堺市美原区平尾2298番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

令和5年3月27日認定「認2208034455」「認2208034456」「認2208034457」

令和6年1月4日認定「認2308031049」

同年3月14日認定「認2308042595」「認2308042596」

同年5月30日認定「認2308046811」「認2308046812」

令和7年3月13日認定「認2408036495」

同年6月30日認定「認2508004150」「認2508004151」

同年8月5日認定「認2408045009」「認2408045010」「認2408045011」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：染野 千代子
- (2) 代表者氏名：染野 千代子
- (3) 所在地：茨城県下妻市皆葉1663

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和5年1月10日認定「認2203005130」「認2203005131」

同月27日認定「認2203006590」

同年3月29日認定「認2203008885」

同年9月21日認定「認2303004798」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大同ゴム株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 角野 貴彦
- (3) 所在地：香川県丸亀市蓬萊町20番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（37件）

令和5年12月11日認定 「認2310003694」「認2310003695」「認2310003696」
「認2310003697」
令和6年3月1日認定 「認2310004780」「認2310004781」「認2310004782」
同月21日認定 「認2310005462」「認2310005463」
同年5月24日認定 「認2410000231」「認2410000232」
同年9月6日認定 「変認2410000088」「変認2410000089」「変認2410000090」
「変認2410000091」「変認2410000092」「変認2410000093」
「変認2410000094」「変認2410000095」「変認2410000096」
「変認2410000097」「変認2410000098」
同月26日認定 「認2410002734」「認2410002735」「認2410002736」
「認2410002737」
同月27日認定 「認2410002846」「認2410002847」「認2410002848」
「認2410002849」
同月30日認定 「認2410002738」「認2410002739」「認2410002740」
令和7年10月1日認定 「認2510002566」「認2510002567」「認2510002568」
「認2510002569」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：中山 博子
 - (2) 代表者氏名：中山 博子
 - (3) 所在地：茨城県坂東市山1234番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和4年10月17日認定「認2203002923」「認2203002924」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させていたと認められることから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：日本ドリーム・サービス株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 酒木 信良
 - (3) 所在地：大阪府八尾市志紀町南3丁目121番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

令和6年2月19日認定「認2308040275」「認2308040276」「認2308040277」
「認2308040278」「認2308040279」「認2308040280」
令和7年4月16日認定「認2408039708」「認2408039709」「認2408039710」
「認2408039711」「認2408039712」「認2408039713」
同年4月17日認定「認2408042963」「認2408042964」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社原田食品
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 原田 敏弘
 - (3) 所在地：山口県柳井市新市2番32号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和6年2月2日認定「認2309019481」「認2309019482」「認2309019483」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：富士理想工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中村 聖子
- (3) 所在地：大阪府大阪市住之江区平林北2丁目9番76号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

令和5年4月6日認定「認2208035485」「認2208035486」「認2208035487」

同年7月20日認定「認2308012041」「認2308012042」

同月25日認定「変認2308000427」

同月27日認定「認2308011086」

令和7年8月7日認定「認2508011366」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社フロンティアエクスプレス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 三堀 淳
- (3) 所在地：埼玉県川口市江戸袋1丁目12番17号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（45件）

令和5年5月29日認定 「認2304005763」「認2304005764」「認2304005765」

「認2304005766」「認2304005767」

同年11月28日認定 「認2304057532」「認2304057533」「認2304057534」

「認2304057535」

令和6年2月6日認定 「認2304057155」「認2304057156」「認2304057157」

「認2304057158」「認2304057159」「認2304057161」

同年8月7日認定 「認2404026994」「認2404026995」「認2404026996」

「認2404026997」「認2404026998」「認2404026999」

令和7年1月24日認定 「認2404060051」「認2404060052」「認2404060053」

「認2404060054」

同年4月4日認定 「変認2404007020」「変認2404007021」「変認2404007022」

「変認2404007023」「変認2404007024」「変認2404007025」

「変認2404007026」「変認2404007027」「変認2404007028」

「変認2404007029」「変認2404007030」「変認2404007031」

「変認2404007032」「変認2404007033」

同年8月8日認定 「認2504027855」「認2504027856」「認2504027857」

「認2504027858」「認2504027859」「認2504027860」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ヤマガタ食品株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉岡 利修
- (3) 所在地：静岡県沼津市双葉町9番11-13号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（37件）

- 令和5年1月4日認定 「認2206034264」「認2206034265」「認2206034266」
「認2206034267」「認2206034268」「認2206034269」
「認2206034270」「認2206034271」
- 同年3月16日認定 「認2206044986」「認2206044987」「認2206044988」
「認2206044989」
- 同年12月25日認定 「認2306036841」「認2306036842」「認2306036843」
「認2306036844」
- 令和6年5月24日認定 「変認2406000350」
- 同年12月11日認定 「認2406033704」「認2406033705」「認2406033706」
「認2406033707」「認2406033708」
- 令和7年1月14日認定 「認2406042133」「認2406042134」「認2406042135」
「認2406042136」
- 同年2月12日認定 「認2406046657」
- 同年3月3日認定 「認2406043834」「認2406043835」「認2406043836」
「認2406043837」
- 同月14日認定 「認2406049396」
- 同年4月18日認定 「認2406054541」
- 同年6月16日認定 「認2506008000」
- 同年10月22日認定 「認2506029160」「認2506029161」「認2506029162」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社山村
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山村 春美
- (3) 所在地：千葉県鎌ヶ谷市栗野626番地の1（アイシティ鎌ヶ谷110）

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（35件）

令和5年3月31日認定 「認2204070369」「認2204070370」「認2204070371」
「認2204070372」
同年6月21日認定 「認2304018343」「認2304018344」「認2304018345」
「認2304018346」
同年9月8日認定 「認2304041435」「認2304041436」
同月29日認定 「認2304045022」「認2304045023」
同年12月19日認定 「認2304063471」「認2304063472」「認2304063473」
「認2304063474」
令和6年2月2日認定 「認2304073667」「認2304073668」「認2304073669」
「認2304073670」「認2304073671」
同年7月29日認定 「認2404026349」「認2404026350」「認2404026351」
「認2404026352」
同年8月30日認定 「認2404031977」「認2404031978」「認2404031979」
「認2404031980」
同年10月31日認定 「認2404048070」「認2404048071」
令和7年1月15日認定 「認2404067785」「認2404067786」「認2404067787」
「認2404067788」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：吉井 美加
- (2) 代表者氏名：吉井 美加
- (3) 所在地：滋賀県近江八幡市鷹飼町北二丁目2番地2(305号)

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

令和5年3月27日認定「変認2208001073」「変認2208001074」「変認2208001075」

同年7月3日認定「認2308005840」

同月21日認定「変認2308000042」「変認2308000043」

同年11月13日認定「認2308028095」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年6月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：野口 真人
 - (2) 代表者氏名：野口 真人
 - (3) 所在地：富山県富山市晴海台11-15

- 2 処分内容
技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和8年6月30日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

- 3 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習の適正な実施を確保するため、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。